

第7回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月28日(木) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場南館3階会議室

3. 出席委員 13人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
委員	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	9番 鈴木 義昭
	11番	岡田 典子	12番	吉儀 良弘	
	13番	桜井 陽子	14番	島津 健治	

4. 欠席委員 10番 荻田 光

5. 議事録署名委員の指名 2番 作田 博 3番 折元 文則

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第39号	世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について
議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について(6件37筆)
議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請について(1件5筆)
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について(3件4筆)
議案第43号	非農地証明申請について(3件4筆)
議案第44号	農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて (1件1筆)
議案第45号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画について(利用権設定)
議案第46号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定 による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

第2 協議事項

- (1) 下限面積(別段の面積)の設定について
- (2) 農地利用最適化推進委員の地区割り(案)について

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 連絡事項

今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主任 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 山下

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時30分

事務局 はい、それでは定刻の時間となりましたので、ただ今から総会の方、開催いたします。事前に連絡を差し上げます。総会中は携帯電話の電源を切るか、マ

ナーモードにしてくださいませよう願ひいたします。また、総会中席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をお願いいたします。それでは最初に会長の方から開会のご挨拶をお願いいたします。

会長 はい、改めまして、皆さんこんにちは、長かった梅雨、ほんとに鬱陶しい毎日でしたけども、ようやくニュースなんかの天気予報を見ますと、晴れマークが一週間の中で付くようになりまして、ほっとしとる今日この頃ではあります。長雨ですね、私らもトウモロコシを赤屋で栽培しておりますけど、やっぱり防除、防虫いいですかそんな事をするのにですね、効きが悪いなというのが実感しとるところです。結構虫が入ってですね、トウモロコシの出来が悪いというふうな事になってます。皆さんのところの作物は如何でしょうか。と言うような事を気になりました。コロナも、その第2波がやはりかなり蔓延してきているようですので、日々皆様、3密を避けるとかいろいろな事を気にかけてながら、生活、仕事に携わっておられることと思います。

議長 それでは第7回の農業委員会を開会します。本日の出席委員は13人です。欠席の報告は10番の荻田委員さんということです。世羅町農業委員会規則第6条の規定により在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立します。本日の議事録署名者は、2番 作田博委員さん、3番 折元文則委員さんをお願いいたします。

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集の87ページをお開きください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」です。こちらは利用権設定等で、農地の貸し借りをしているものの合意解約をする届け出の報告になります。1件目、■■■さんと■■■さんの案件につきましては、現在の利用権設定を機構の方を通す手続きを踏まれるため、一度合意解約をされるものであります。2件目の■■■さんの案件につきましては他の方への耕作依頼という事ですが、貸し先は未定となっております。続いて、■■■さんと■■■■■■■■■■さんの案件につきましては、転用の予定という事でこの後また出てまいります。それから、■■■さんと■■■さんの案件につきましては、他の方へ耕作依頼という事で、機構を通して■■■■■■■■■■の方へという事で手続きがされました。それから、■■■さんと機構につきましては、転用予定という事で届け出が出ております。報告につきましては以上です。

(付議事項)

(議案第39号)

議長 はい、それでは議案第39号「世羅農業振興地域計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。この議案は世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。この件については、世羅町産業振興課より、説明をお願いします。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課産業振興係の山下と申します。本日はよろしく願ひいたします。それでは、議案第39号「世羅農業振興地域計画変更に対

する意見聴取について」のご説明をさせていただきます。本件につきましては、農用地区域内の農地を農地転用する際には、前もって除外をするものであり、中山間、多面的等の制度への取り組みの際には、農用地区域へ編入をするといったものでございます。農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、この度、意見照会をするものでございます。お手元の資料1ページが今回の世羅農業振興地域計画変更理由書の概要となっております。農用地区域から除外するものは、7件10筆、面積7,737㎡、除外理由の内訳は、太陽光パネル発電設備設置1件、宅地用地1件、資材置き場用地1件、資材置き場用地及び駐車場用地2件、消防屯所用地1件、墓地用地1件として利用するためでございます。具体的な場所、面積など、筆ごとの詳細につきましては、3ページ以降をご覧ください。続いて、農用地区域へ編入するものは、1件1筆、面積1,188㎡で多面的機能支払制度取り組みのためでございます。具体的な場所、面積など、筆ごとの詳細につきましては6ページをご覧ください。なお、7ページからは、位置番号順に位置図を付けておりますので合わせてご確認ください。最後のA3の用紙の地図には、おおよその場所がわかるよう印をつけております。以上、世羅農業振興地域計画変更案件でございます。これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 産業振興課からの説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしゅうございましょうか。

議長 はい、それでは、採決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

産業振興課 ありがとうございます。

事務局 議長。

議長 はい。どうぞ。

事務局 すみません。総会の途中なんですけど、私、これから別な会議が一つございますのでここで退席させていただきます。この後につきましても、慎重審議頂きます様、よろしくお願いいたします。
(事務局退席)

(議案第40号)

議長 それでは、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」6件37筆を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集の1ページからご覧ください。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。3条の規定による許可申請は、農地を農地として譲り渡す手続きの申請になります。(以下 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」6件37筆を議案集により報告。現地調査委員からの報告聞き取り状況報告)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現地目	地籍
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 譲り受けて管理 (空き家バンク)	鈴木・黒木啓・藤高	田 14 筆 畑 3 筆	7,470 m ²
(現地確認) 現地調査は、7月15日に3名でされており特に差し支えないとの報告を受けた。					
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 譲り受けて管理 (空き家バンク) 下限面積(別段の面積設定)	藤高・鈴木・黒木啓	畑 1 筆	215 m ²
(現地確認) 7月15日、3名で確認されております。特に問題はないという事で報告を受けた。					
■■■■	■■■■	(渡) 生前贈与 (受) 今まで通り管理 する。	是竹・湯川・堀田	田 1 筆	1,048 m ²
(現地確認) 7月12日、3名で確認されております。特に問題はないという事で報告を受けた。					
■■■■	■■■■	(渡) 高齢により管理 できない (受) 譲り受けて管理	梅田・鍛冶谷・真野	畑 1 筆 田 6 筆	7,316 m ²
(現地確認) 7月19日、3名で確認されております。特に問題はないという事で報告を受けた。					
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 規模拡大	溝上・若山・下野	田 9 筆	12,402 m ²
(現地確認) 7月13日、3名で確認されております。特に問題はないという事で報告を受けた。					
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 譲り受けて管理	溝上・若山・下野	畑 2 筆	2,563 m ²
(現地確認) 7月13日、3名で確認されております。特に問題はないという事で報告を受けております。					

はい、それでは、事務局からの説明は、以上となります。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

はい、2番委員。

2番

はい、2番作田です。6件目の譲受人は、住所が■■■■になっとるんですけど。

事務局

はい、住所は■■■■です。会社の住所は■■■■なんですけど本人さんの住所は■■■■です。

2番

分かりました。すみません。つかぬことを聞きました。

議長

他にはありませんでしょうか。

議長

ありませんか。

議長

はい、それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手により申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第41号)

議長

続きまして議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」1

件 5 筆を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは、議案集 41 ページをお開きください。議案第 41 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。農地法 4 条の許可申請は、農地の所有者が農地を転用する手続きになります。(以下 議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 件 1 筆を議案集により朗読説明。現地調査委員からの報告聞き取り状況報告)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	事業概要
	田 2,093 ㎡	駐車場	若山、溝上、下野	駐車場 18 区画
		(現地確認)7月13日に3名で現地確認がされております。特に問題はない報告を受けております。 農用地区域除外 R2.5.27		

事務局からの説明は、以上となります。

議長

ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

はい、7 番委員さんどうぞ。

7 番

7 番、得納です。これは、写真で見る限り、もう工事が始まってるんですね。

事務局

はい。工事は始まっておりません。ちょっと石とかを置いているんですが、現場の方はまだ。農地として利用されていたんですが、獣害がひどいという事と、水も溜まるという事で。最初、畑作されていたんですけどどうまくいかないうことで、ちょうど近くに事務所を移転されて駐車場がほしいということでここを今回手続きされているんですが、44 ページの方に載せてある写真ではですね、上の方は、失敗した苗を置いてられるような感じで。その苗を重機で掘ったのが 2 番目の方、3 番目のとこで言うと、ちょっと石をとりあえず仮置きしているような感じが見受けられます。45 ページの方も同じです。ちょっと先走っている感じがありますけども。説明以上です。

議長

よろしいですか。はい、他にありませんか。質問ありませんか。

議長

ありませんか。

議長

それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 42 号)

議長

続いて、議案 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」3 件 4 筆を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは、議案集の 51 ページをお開きください。議案 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。農地法 5 条の許可申請は、申請者は受け人と渡し人、農地に転用するんですが、所有者(渡し人)が別の方(受け人)へ農地を譲ったり、貸したりして、転用するという内容になります。(以下 議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」3 件 4 筆を議案集により朗読説明。現地調査委員からの報告聞き取り状況報告)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■	■■■■■	太陽光パネル設置	茶谷、湯川、堀田	田一筆 357㎡ 第2種農地 農用地区域外
		(現地確認) 7月12日、3名で現地確認をされ、特に問題なしと報告を受けております。		
■■■■■	■■■■■	太陽光パネル設置	堀田・是竹・茶谷	田2筆 1,390㎡ 第3種農地 農用地区域外
		(現地確認) 7月12日、3名で現地確認をされ、特に問題なしと報告を受けております。		
■■■■■	■■■■■	宅地 (始末書提出)	溝上・若山・下野	畑1筆 297㎡ 第2種農地 農用地区域外
		(現地確認) 7月13日、3名で現地確認をされ、特に問題なしと報告を受けております。		

事務局の説明は以上となります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員の報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ちょっと、私でもいいですか。

事務局 はい。

議長 1番の太陽光パネル65枚と言うのは、ペイするんですかいね。周りに■■■■■ ■■■■■さんが、たくさん持っておられるんですか。

事務局 はい、説明します。■■■■■さんはお持ちでないんですが、今の53ページの■■■■■さんの所有地が■■■■■のすぐ北側になるんですけど、丁度形が潜水艦みたいな形があるんですけど、こちらの方が転用されているところになります。写真で言うと54ページにちょっとパネルが見えておると思いますが、あの、隣のところで転用がされております。■■■■■だけで面積とパネルの枚数も少なめではありますが、一応これで出来るという事で申請されているんだと思われま。ペイすると言うのがあるから申請されたんだと思いますので。よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 はい4番委員。

4番 4番の上野です。初めてなんで良く分らんのですが、3番の■■■■■さんの件ですけど、これはもう着工しとって、後で事後報告ですよね。いままでもこういう事が多々あったんか、やったらそれで許可になるんか、もし、例えばこれで許可にならんかったらどうなるんか言うのを、私が初めてなんで、今までもこういうのがあったんかどうかちょっと質問させてください。

事務局 はい。

議長 はい、お願いします。

事務局 はい、お答えさせていただきます。基本的にですね、無断転用と言うこういう形

で実施されとるものにつきましては、申請者の方が許可申請を出して頂いて、工事等をやった始末書等を付けて、反省文じゃないですけど書いて出されて、追認許可と言う形で許可をしていくと対応しております。基本的にですね。どうしてもダメって言うのも有るのがあります。絶対に元に戻してくださいと言うのもかなり昔にはあったと言うふうになりますが、最近はそのまで厳しいことを言う事は、あんまり無いんですけども。あまりにも、無視したような事をやられるとこちらとしても何とも言えないところが有りますので、ご存じですかと言うこと、許可を取り消しじゃないですけど、ちゃんと現状復帰してくださいという事を農地法上は言えるという事です。ただまあ基本は、現況がこうなってしまった、反省もされている、という事で申請も申請書も出された言うことで、追認許可と言う形で対応していると言うのが現状となっております。委員の皆さんが、いいって言うことを言って頂けないと、この案件を承認して頂けないとダメということになります。よろしくお願いいたします。

議長 今の説明の中で。それでは、この会の全員がですねえ、認めないと言うふうになれば、現状復帰しなさいということに繋がっていくわけですか。

事務局 まあそういう形になるんですが。申請書をキチンとした内容で作成されている。それから、始末書で反省をされている。と言うのを勘案した上でご判断頂きたいということになります。そういう書類が整わないものについては総会にのせませんが。内容につきましては、皆さんの総会の中でご審議頂くことになるんですけども。そういったその申請者の真意を汲んで頂いてご審議頂ければと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 じゃあ、よほど悪質であれば、窓口の方ではねるというふうなことをされておると。

事務局 基本的にはそうさせてもらっています。

議長 この審議に出されるものについては、その様なことがクリアできるというふうな考え方、そういう事でよろしゅうございましょうか。

4番 はい。

議長 はい、他にございませんでしょうか。

議長 ありませんか。それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。挙手全員により申請通り許可するものとして取り扱います。

(議案第43号)

議長 続きまして、議案第43号「非農地証明申請について」3件4筆を議題いたします。それでは、事務局の方の説明を求めます。

事務局 はい、議案集の73ページをお開きください。議案第43号「非農地証明申請について」です。こちらの方は、農地を農地として利用されなくなった、農地として使えない状態が、概ね20年以上、概ねと言うのがだいたい8割計算をさせてもらっておりますので約16年以上と言うふうにご理解いただければと思いますが、そういったもので、申請者の方が、農地としてもう利用できな

くなったので、もう農地から地目変更登記をしたいのという申請が非農地証明の申請となります。(以下 議案集により申出3件4筆について朗読説明。現地調査委員からの報告聞き取り状況報告)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■ ■■■■	畑1筆57㎡ (現況原野)	平成12年頃	地目変更	堀田、是竹、湯川
(現地確認)7月12日、3名で現地確認をされ、特に問題なしと報告を受けております。(農地区域除外)					
■■■■	■■■■ ■■■■ ■■■■	田1筆679㎡ 畑1筆583㎡ (現況原野)	平成10年頃	地目変更	亀田、正迫、上羽場
(現地確認)7月18日、3名で現地確認をされ、特に問題なしと報告を受けております。(農地区域除外)					
■■■■	■■■■ ■■■■	畑1筆321㎡ (現況宅地)	平成10年頃	地目変更	神尾、折元、中村
(現地確認)7月12日、3名で現地確認をされ、特に問題なしと報告を受けております。(農地区域除外)					

事務局からの、説明は以上となります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員の報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。それでは採決をとります。申請通り証明するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いいたします。(挙手全員)

議長 はい。ありがとうございます。全員挙手により申請通り証明するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第44号)

議長 それでは、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて」1件1筆を議題といたします。それでは、事務局の方の説明を求めます。

事務局 失礼いたします。議案集83ページをお開きください。議案44号「農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて」です。これは以前、第4条で許可がされたものですが、許可を取り消して、また農地として利用されるという事の手続きになります。(以下議案集により申出1件1筆について朗読説明。)

申請人	当該農地	地目地籍	転用目的	許可	取り消し理由
■■■■	■■■■ ■■■■	田1筆922㎡	宅地の用地	H30.1.25第1 回議案第2号審 議結果 許可	他の用途で資金が 必要となり申請した 転用を中止した

説明は以上となります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑、意見はございませんか。

議長 はい、4番さんどうぞ。

4番 はい、4番上野です。一度宅地になって、また農地になるわけですね。

事務局 いいですか。

議長 はい、事務局。

事務局 ちょっと説明させていただきます。宅地にするという手続きの申請をされたんですが、現地は何もされてなかったんです。許可が出ただけでうちの農地台帳の農地としては外れとったんですが、この度、許可を取り消すという事で、また農地に戻すという手続きになります。

4番 固定資産なんかは、前のまんまであがってないんですかね。

事務局 元に戻す形になります。許可申請が出たら課税の方も調査が入って変えるんです。農地として戻す形になりますのでそれを見て今度は、向こうが農地として戻されると思います。

4番 だから、一時は宅地課税になった。

事務局 なただろうと思われま。農業委員会はですね、そこの課税の方までは。

4番 わからん。

事務局 確認ができないので。この申請関係については、課税部局が確認には来られますので、それと現地を見ながら言うことで課税の方は変えられるようであります。はい、よろしくお願ひします。

議長 よろしいでしょうか。

4番 はい。

議長 はい、他に意見は、他に質疑はありませんか。

議長 すみません。

議長 それでは、採決をとります。申請どおり証明するものとして取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり証明するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第45号）

議長 続きまして、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」及び議案第46号の「農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について（利用権設定）」は関連がございますので一括で議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊、議案第45号農用地利用集積計画（利用権設定）の作成について、別冊議案第46号農用地利用配分計画（案）の作成について、説明させていただきます。まず、議案第45号の農用地利用集積計画（利用権設定）の作成について、読み上げさせていただきます。これは、農地の貸し借りをする届出のされているものを集計したのになります。2ページをお開きください。

（以下、1期間・2新規再設定・3貸・借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明、議案書より移記）。

甲山地区	6筆	5,895㎡	世羅地区	36筆	46,130㎡
------	----	--------	------	-----	---------

世羅西地区 19筆 25,134㎡、合計 61筆 77,159㎡

(田 59筆 75,856㎡ 畑 2筆 1,303㎡)新規設定議案訂正。

内訳についてですが、3ページの甲山地区個人の川本幸太さんは新規就農の方で白ネギ、白菜等を畑として利用される予定です。その他は、ほとんどが、農地中間管理機構に対する貸し付けとなります。続いて、別冊議案第46号今度は、農用地利用配分計画(案)の作成についてですが、これは、中間管理機構に利用権設定されたものを、認定農業者等の耕作者に対して貸し付けるものになります。3ページをお開きください。甲山地区1、井口祐紀さんが3筆3,508㎡、世羅地区1のところ同じく井口祐樹さんが4筆6,644㎡、2のところ正迫さんが1筆1,068㎡、3さわやか田打さんが、1筆629㎡、4ほりこしさんが、7筆7,220㎡、それから、4ページの5(株)恵さんが23筆25,572㎡、それから次の5ページ、世羅西地区1(農)穂MINORIさんが12筆14,673㎡、2(農)ひまわりさんが3筆4,388㎡、3東祐樹さんが4筆6,073㎡を借り受ける予定となっております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が、終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、12番さん、どうぞ。

12番 12番吉儀です。この利用権設定をしたものが手つかずで山になっとるんじゃないけど、推進委員とか農業委員とかが見て報告したらどうですか。

事務局 基本的にはですね、年に1回、6月から8月の間に推進委員のさんが、農地パトロールをされておりますので、そこで、1回見ることはできるんですけども。具体的に、ここが借りているけど作付けされてないよ、と言うものについては、個別にご報告いただければ、耕作者の方とお話はできるんですけども。

12番 イノシシの放牧地になっていますね。

事務局 すべてを見て回るのが、農地パトロールでされておりますので、この中のここがこうよ。とか、この人が作られているところが、こうなってるよ。というのは、報告を頂ければ見に行つてというふうにさせて頂きたいと思います。

12番 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。ちょっと、実は21日と23日に東地区のパトロールにお付き合いさせて頂きました。それで事務局から頂いた航空写真ですね、これだけを携えて行く訳です。そうすると、今おっしゃった様なここは誰に貸してあるとか言うのが分からない、分かりにくいと言うのが一つあります。ただし、放置されてるんだらうとか草ぼうぼうになってるなどと言うのは、目で見て分かりますからまあ、今回はそのそういう所に付いては写真を撮ってですね、それを一緒に合わせて出しましょうよ、という事を提案して、出してもらうようにはしております。という事で、先ほど説明受けましたけれども、我々がここは誰かに貸しとってんじゃない、言うのは回っていく方々では、中々お分かりにならない、ただ、最適化委員さんは、現地に密着した方、農業委員もそうでしょうけど。だから、ここは誰が耕してるな、誰が誰に貸しとるなどと言うのは、概ねは分かつとられるのかなあ、とは思いますが。そういったような事で、資料としてパトロール回つたものを出しますんで、判断的には事務局の方でし

て頂いて、それで指導するに当たっては、事務局がされるんか、農業委員会としてするのかと言うのが、ちょっと判りかねますけど、何らかの方策で、させてもらえと言うふうには、今、感じてとるですけど、どうでしょう。

事務局

基本的には、農地法で農地はキチンと管理、適切に管理しなければならないと言う法律上の決定がございますので、それに基づきまして利用権設定等されとる方がいらっしゃれば、その耕作者の方がキチンと管理をして頂く、そうでない場合は所有者の方等がキチンと管理をして頂く、という事を求めていく形にはなります。今のパトロールの中でも、耕作者の方もいない、所有者の方もいないという様な状況の土地がもしあればですね、そこの所有者不在農地ということですね、また別の動きという事もございますので、そういった手続きがあるという事も一応、知っていただければと思います。そう言う所は、事務局等へ報告頂ければですね、対応していくことになりますので、一応そういう形で、いろんな形で、皆さんと協力しながら進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

という説明でございましたけども皆さんいかがですか・他に何かございませんか。

議長

まあ我々とすれば回って見て、そういう事をキッチリ事務局の方へ報告するという。そう言う事に尽きるかなと思っておりますけどね。

議長

如何ですか。よろしゅうございますか。

議長

はい、9番委員さん。

9番

9番の鈴木です。あの中間管理機構なんですけど、前々から色々これに関わらせて、聞いては来ておるんですが、今一、しっくりせん所もあるんですが、もう一度、中間管理機構いうものを、ほんとに初歩的なことで教えていただければと思います。

議長

事務局の方。

事務局

はい。簡単に農地中間管理事業の説明という事でございますけれども、広島県の農地中間管理機構が窓口になって所有者の方が貸し付けの希望を申し込みを機構の方へされる。機構の方がそれを取りまとめて、誰か作ってん方がいらっしゃいますかという事で、作る方にも手を挙げて頂くというような中で、機構の方が手を挙げた方がここを作りたいという事でそこを配分していくと言うのが一応流れにはなります。要するに農地の又貸し状態と言うか、機構が借りて機構が貸し付けすると言う形になります。何がメリットがあるかと言うとその所有者の方は、機構から借りて賃料が発生すれば賃料がまとめてもらえる。耕作者の方からすると色々な所有者の方それぞれに賃料払わなくても機構に対して一括で金額を払えば終わると言う様なメリットがあると、事務の軽減が図れると言うのがメリットになるかと思っております。現物支給もございますので必ずしもそれが全部行くと言うのではないと思っておりますが、そういった形になります。基本的には、所有者の方それから耕作者の方をつなぐのが機構となっておりますが、実際のその最近の手続きについては、ほとんどが、いわゆる出来レースと言うか所有者の方と耕作者の方がほぼ合意をされて機構を通して手続

きをされる、と言う様な案件が多いです。ただ、機構に対してその農地の所有者の方が、作り手の方を探してほしいと言うふうに申し込みをされてそのままになっているのもやっぱりあります。割り振りがされてないのもあります。その様な形で機構の方が機能していると言うふうにご理解いただければと思います。

9番 中間管理機構は、そういう事務的なもの感じでしょうけど、それは契約が成立するとか言うようなことになれば、手数料とかそういうのが発生するんですかね。

事務局 はい。機構の方ですね、手数料と言うものは特にないということです。県が国費等、色んな補助金等もらいながら、事業を進めとりますので所有者の方、それから耕作者の方へ費用負担を求めることはございません。それから世羅町の場合は、現地スタッフと言うかその窓口として岡さんと言う方が産業振興課の方に週に二日ぐらいおられて、コーディネーターとしてですね、農地の調整等されておられますので、他の市町に比べたらまだ動きは良いんじゃないかなと言うふう感じております。以上です。

9番 はい。そうすると、所有者の人はなんぼ中間管理機構を通しとっても、一応契約ができるまでは所有者がその農地を管理していかにかあけんという事になるんだろうとは思いますが。あの管理機構へ預けることを希望しとってん人というのは割と自分でも農地を管理することが難しいような人があるんだろう思うんですよ。それで、そういう中でパトロールを通じてやるんですが、中々あの管理されいない、荒廃いうていうか、もうここ1・2年は草も刈ってないんじゃないかと言う状況が、けっこう多いように思うんですよ。そういう中で農地をほんとに管理機構へ預けとるだけで、手放して喜ばれるものだろうか、そういう仕組み自体が、何かそこらへん働きがもうひとつあって、農地を守る姿勢の中へ世羅町が位置づいておればと言うふう感じるんですが、これは一つの愚痴でございます。

事務局 はい、ちょっとその件について追加で説明させていただきますと、今、世羅町の産業振興課を中心にですね、各集落単位、地区単位で人・農地プランと言うのを作成されておまして、その人・農地プランと言うプランの中でですね、まず、話し合い、地区の方々の話し合い等で農地をどのように守って行くかと言うのを検討、討議されて、この農地についてはこの方々が、その地区の中には中心となる形態の方がいらっしゃれば、その方が守って行くと言うふうな形で、話し合いを通じて農地の貸し借りを拡大して流動化を図っていこうと言うような取り組みをされようとしています。地区の中で50%以上の農地が、中心形態の方へ貸し付けされているような状態というのがですね、「実質化されている人・農地プラン」というふうな位置付けになるんだそうです、国の説明で言うと。そういった地区をこれから実質化されている地区でない所をそういった地区にして行こうと言うふうにご今から動こうとされております。産業振興課の方で推進されようとしておりますが、その人・農地プランも人の話し合いによりますという事なので、コロナの関係で人が寄るのがちょっと難しいんじ

あないかという事でちょっと今年度は躊躇されているようですが今後はその中で動きが出ると思いますので、その中には是非とも農業委員さん、それから推進委員さんも含めてですが、その話し合いの中に入って頂くようお願いをしたいと、今の農業委員会の農業委員会等に関する法律にもですね、今の人・農地プランの方に関わって行くということの法律改正がございまして、関わっていくという事が明確化されておりますので、そういった機会があれば、その地区の方への話し合いの方に参画して頂いて是非とも、その農地の有効活用についての話し合いに参加して頂ければと思っております。よろしくお願いたします。

議長 よろしいでしょうか。まあそのようなことなんで我々としても積極的に取り組んで行く、飛び込んでいきたいと言うふうに。よろしくお願いたします。他には、ございませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、原案が適当であると答申するものとして取扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 はい、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は、全てご審議頂きましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いたします。

（議長交代・作田副会長が進行）

14時28分

（協議事項）

議長 それでは協議事項（1）「下限面積（別段の面積）の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい。それでは議案集84ページをお開きください。協議事項（1）下限面積（別段の面積）の設定についてです。先月ですね、■■■■の■■■■、本日、議案第40号の農地法第3条の第2件目に出ておりましたが、■■■■の方が先月、下限面積の設定がされたところでございますが、この度、■■■■の■■■■、■■■■、■■■■こちらの2筆を新たに追加するものであります。理由につきましては、企画課の方でしております空き家バンクに付属した農地を処分するためということで来月の3条の案件の中に出てくるだろうと思われま。85ページがこちらの空き家バンクの紹介の図面です。田畑1,159㎡と書いてありますが、一部道等含まれまして道の部分等につきましては除外されますので1,000㎡、追加で説明させて頂きますと、3条の申請につきましては、基本的に所有面積または耕作面積が全部で1,000㎡以上ないと農地の所有権移転3条の手続きがとれないということがございますので、それを空き家バンクに限って言うと1,000㎡行かなくても1アール以上という事で100㎡以上のものについて設定ができるというふうに運用基準で定めております。そちらの方でさせて頂いております。86ページに地図を付けておりますが、ちょうど家の前の二つの筆となります。合計で800㎡ぐらいだったと

と思いますが、こちらの方が追加となるものでございます。説明につきましては以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。なにか質疑、質問がありますか。
議長 ございませんか。
議長 それでは、原案どおりとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。
議長 はい、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により案が成立しました。
議長 協議事項(2)「農地利用最適化推進委員の地区割(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、失礼いたします。それでは別冊、協議事項2農地利用最適化推進委員の地区割(案)について説明させていただきます。前回、臨時総会の際に農地利用最適化推進委員さんの委嘱についての承認を頂きましたが、地区割についてはまだ特にその際には出しておりませんでした。この度、各地区の割り振りを表にまとめておりますのでこちらの方でさせて頂きたいと考えております。31日に委嘱式を行います。その際に推進委員さん皆さんにも提示してですね、確認を頂きたいと考えております。

議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑、意見はありませんか。
議長 ございませんか。
議長 それでは、原案通りとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。
議長 はい、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いいたします。（挙手全員）
議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、案が成立しました。

(連絡事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭報告がありましたので、連絡事項(1)今後の日程について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集の88ページを、お開き、ご覧ください。今後の日程について記載しております。

(以下 8月の日程について議案集により朗読報告。)(一部変更)

月日	内容	場所	出席予定者	備考
8月5日	農業相談	小国自治センター	吉儀委員 鈴木委員	9:30~ 11:45
8月11日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館 1階 打合せ室	役員全員	9:30
8月25日	第8回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3階 会議室2	委員全員	13:30

以上です。

議長 はい、その他で事務局からなにかありますか。

事務局 現地委員さんの出席につきましては、8月の総会からは来て頂くつもりで考えております。よろしくお願いたします。それから、本日、現地調査等でも身分証明書を携帯しとかないといけないとかございますので後で配らせてい

ただきます。よろしくお願いいたします。

議長

以上ですか。

議長

委員さんの方から連絡することがありますか。

議長

ありがとうございました。これを持ちまして第7回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは、本日の片づけはコロナウィルス感染症対策により、事務局で行いますので、速やかにご退席の方よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(閉会)

14時36分